

## 船舶インシデント調査報告書

平成31年1月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年5月1日 14時05分ごろ
発生場所	沖縄県石垣市船越漁港北西方沖 平久保埼灯台から真方位206°6海里付近 （概位 北緯24°31.1′ 東経124°16.0′）
インシデントの概要	プレジャーボートRUMIGOは、航行中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年5月21日、主管調査官（那覇事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート RUMIGO、5トン未満（長さ4.31m）
船舶番号、船舶所有者等	296-17436 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、船越漁港東方沖を約10～15 km/hの対地速力で航行中、突然、船外機が停止した。</p> <p>船長は、錨泊し、燃料の残量などを点検して異常がないことを確認した後、船外機の始動を試みたが始動できず、118番通報し、付近を航行していたダイビング船に手を振って救助を要請した。</p> <p>本船は、来援したダイビング船にえい航されて船越漁港に入港した。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関修理会社担当者が船外機を点検したところ、電子制御式点火装置の故障が認められ、新しい同装置に換装された。</p> <p>船外機は、4ストローク2シリンダのガソリン機関であり、キャブレターで燃料油と空気を混合して混合気をシリンダ内に送り、電子制御式点火装置によって点火プラグを点火して混合気を燃焼させる構造となっていた。</p> <p>船外機は、本インシデントまで月2回の頻度で約3年間使用され、異常がなかった。</p> <p>船外機の取扱説明書によれば、電子制御式点火装置が故障した場合、同点火装置の結線を遮断することで低速により応急的に船外機を運転できる旨が記載されている。</p>

	<p>機関製造会社によれば、電子制御式点火装置は、パッケージとなっているので分解して点検及び整備ができないものであり、沖合で故障した場合、応急的な運転で着岸できるまで運航した後、新しい同装置に換装する必要があった。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、船越漁港東方沖を航行中、船外機の電子制御式点火装置が故障したことから、各シリンダの点火プラグが点火しなくなって船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、船越漁港東方沖を航行中、船外機の電子制御式点火装置が故障したため、各シリンダの点火プラグが点火しなくなり、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗組員は、船外機の取扱説明書の内容を熟知し、不具合があった場合には応急的な運転等に対処できるようにすることが望ましい。</li> <li>・船外機は、新しい電子制御式点火装置を予備品として船内に保管しておくことが望ましい。</li> </ul>